破産手続廃止

平成２５年（フ）第６０８号
横浜市磯子区森３丁目１番19―308号
破産者　有限会社三輪ミュージックオフィス
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１号
富山県滑川市上梅沢460番地
破産者　うらら株式会社
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５号
長野県飯山市大字木島915番地１
破産者　有限会社アドイタニ
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
岐阜県恵那市大井町2714番地の104
破産者　有限会社中恵紙料
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４３号
岐阜県恵那市大井町2714番地104　丸池５住宅198号
破産者　久保　最澄
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第４５８３号
大阪市大正区千島２丁目３番22号
破産者　丸栄運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４４０号
大阪市浪速区下寺１丁目１番３号
破産者　株式会社アート企画設計
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５１５号
大阪市旭区生江１丁目10番15号
破産者　株式会社ワイテック
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４３１号
大阪府豊中市立花町１丁目１番17号
破産者　ユーテックス有限会社
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５７号
大阪市西区京町堀１丁目８番31号　安田ビル
破産者　日開調査設計株式会社
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４８６号
大阪府高槻市五領町13番13号
破産者　株式会社ミナセマイカーセンター
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５６３号
大阪市西区南堀江４丁目33番20号、商業登記簿上の本店所在地大阪府藤井寺市藤井寺２丁目４番20号
破産者　有限会社スタジオオポ
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０７号
大阪府茨木市東安威２―13―６、商業登記簿上の本店所在地大阪府高槻市上土室１丁目５番４号
破産者　株式会社我夢
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６２０号
大阪府枚方市牧野阪２丁目６番12号
破産者　株式会社クオリアジャパン
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６６１号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ７―503号
破産者　株式会社編集工房あゆみ
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７５号
堺市南区野々井260番地１
破産者　株式会社八田エンジニアリング
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
島根県浜田市三隅町折居416番地
破産者　下岡産業有限会社
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２１号
島根県邑智郡邑南町大林292番地１
破産者　中田　春馬
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３３６号
広島市中区東白島町20番３号
破産者　株式会社セリオコーポレーション
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０２号
徳島市国府町府中242番地の２
破産者　株式会社丸文小林商店
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９６号
徳島市南内町２丁目21番地
破産者　有限会社原金網
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２９号
福岡県久留米市日吉町10番地５
破産者　株式会社ＥＤＯＫＹＯ
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部